

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、下記の通り企業理念を定めて、全てのステークホルダーのみなさまから信頼を得、企業価値の増大を図り、経済・社会の発展に貢献して企業の社会的責任を果たして参ります。

【企業理念】

企業使命 ・創意あふれる技術を集結し、健康的で快適な人間生活に寄与する商品を作り出し、
全ての人々により大きな満足を与えることを目指す

経営理念 ・法令・就業規則・企業倫理を遵守する
・生活に役立つ商品を多目的・積極的に開発し提供する
・オリジナルブランドへの信頼感を高め、国内・国際市場で強い競争力を維持する
・合理化努力によりユーザーや顧客に敬ばれる仕事を継続する
・協調を旨とし、全員一丸となって生きがいと潤いのある職場環境を創造する

行動基準 ・理想と情熱を持って積極的に粘り強く困難に挑戦する
・安易を求めず、遵法の精神で気概と迫力を持つ
・人を理解し、人に理解されるように努め、チームプレーを大切にする
・視野を広く持ち、世の変化に対応できる力を養う

この企業理念の実現を通じて、この理念のもと企業価値を向上させ、株主のみなさまの共同の利益を長期的に増大し、株主のみなさまに当社株式を、長期にわたり安心して保有していただけることを目指しております。
コーポレートガバナンス充実の要諦は、経営を委託された取締役が経営理念に基づき経営の執行者としての役割と経営の最高執行者の監督役割を峻別し、機動性と柔軟性と高めつつ、最善の意思決定を行うことで経営の公正性を確保しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[詳細](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	7,426,554	7.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,251,000	7.34
丸紅株式会社	7,211,005	7.30
株式会社みずほ銀行	4,914,000	4.98
有限会社八幡興産	3,530,000	3.57
みずほ信託銀行株式会社	2,943,000	2.98
やよい会	2,895,818	2.93
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,582,000	2.61
オカモトグループ社員持株会	2,097,400	2.12
平井商事株式会社	1,886,000	2.09

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社・子会社関係において特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
相澤 光江	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相澤 光江	○	——	長年にわたり弁護士業務に従事され、企業法務に精通しており、また他社における社外役員としての豊富な経験を有することから、これらの知識・経験を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人、内部監査部門と定期的に協議を持ち、監査計画・監査方針及び実施状況について報告を受けるとともに、意見・情報交換を行っております。

また棚卸実施状況及び各事業所・関連子会社における重要な監査等には適宜同行し、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川 明	公認会計士													○
深澤 佳己	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 明	○	――	会計分野を中心とした豊富な経験と識見によって監査役監査の客観性や中立性を保つため
深澤 佳己		――	法務分野を中心とした豊富な経験と識見によって監査役監査の客観性や中立性を保つため

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬のため、取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

〈個別の取締役報酬の〉開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額は次の通りです。
取締役の報酬等の総額246百万円、監査役の報酬等の総額36百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営環境の変化や外部のデータを考慮し、業績向上への意欲が可能な水準であること。その報酬の総額は、株主総会で決議された年間報酬の限度内であります。
取締役324百万円以内、監査役36百万円以内
役員報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成され、固定報酬は月次定額で各役員の職位に応じて支給し、業績連動報酬は当期利益の連動により支給する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

一部の利害関係者に偏ることなく、会社が公平に社会に対して役割を果たす事ができるように、経営者の職務を監督する観点から客観性や中立性をもって専門家にアドバイスを受ける。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会
取締役会は取締役15名で構成され、毎月1回の開催を原則とし、経営方針、その他業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督いたします。

取締役会は、代表取締役の選定及び解職をいたします。

2. 監査役会

監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は監査役会で定められた監督方針に基づき、取締役会への出席や業務、財産の状況等の調査を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

3. 取締役及び監査役の報酬の決定

取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(「報酬等」)は、株主総会の決議によって定めることになっております。

4. 会計監査人

会計監査人として新日本有限責任監査法人を選定し、期中の会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めています。会計監査人は、事業所往査を計画するとともに、その結果について取締役及び監査役に対して報告し、会計の適正性を確保するものとしています。

5. コンプライアンス体制

当社では取締役によって構成されるコンプライアンス委員会、及び、その下部組織である実務部隊としてのコンプライアンス小委員会を設け、法令遵守を維持する体制を整えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営を委託された取締役が、企業理念に基づき経営の執行者としての役割と経営の最高執行者の監督役割を峻別し、機動性と柔軟性を高めつつ、最善の意思決定を行うために以上の体制を構築しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より4日営業日前倒し発送を実施しております。
その他	招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	法定および任意の開示資料（招集通知、有価証券届け出書、適時開示資料、決算短信、株主通信）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では企業理念体系に、ステークホルダーのみなさまに対する立場の尊重について明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全事業所においてISO14001認証を取得し、環境配慮商品の開発と、その販売活動に数値目標を設定して取り組んでおります。 また省エネ・省資源の推進、廃棄物の削減及びリサイクルの推進、グリーン購入などを積極的に行い、地球環境負荷の低減に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社法に則り、当社及び当社グループ各社が、業務を適正にかつ効率的に運営していくことを確保する体制について一層充実していくとともに、必要な事項については見直しを行っていくことを基本として、次の通り基本方針を定めています。

- 1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社の役員・使用人は、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行することが求められているとの認識に基づき、コンプライアンス規程を定めて、当社の企業理念体系(企業使命・経営理念・行動基準)としてコンプライアンスを経営の基本方針とすることとします。
 2. 当社の役員は、この実践のため企業理念体系に基づき当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
 3. 社長をコンプライアンス統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、弁護士・公認会計士等の外部有識者、管理部門担当役員等をメンバーにして当社及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、また担当のセクションによる教育・啓蒙に努めてまいります。
 4. 当社グループは内部通報者制度(オカモト・ホットライン)を開設し、法令遵守上疑義がある行為が行われていることを発見したときは通報しなければならないと定めています。通報内容への対応については通報内容を検討し、経営管理室が内部監査を実施して、その対処を行います。また今後についても、継続的にコンプライアンス体制の改善案を検討していくなど、その充実に努めていきます。
 5. 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固としてこれを排除するとともに、代表取締役以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めていきます。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む)その他の重要な情報を、情報管理規程・パソコン管理規程・内部者取引管理規程に基づき適切に管理し保管いたします。
 - ア)株主総会議事録と関連資料
 - イ)取締役会議事録と関連資料
 - ウ)取締役が主催する重要な会議記録及び指示事項
 - エ)内部者取引(インサイダー取引該当)に係る重要な文書
 - オ)その他取締役の職務の執行に関する稟議書類等重要な文書
 - カ)個人情報保護法上の個人情報に該当する情報
 2. 会社としての重要書類は情報管理規程に基づき電磁的記録はパソコン管理規程に基づき管理・保管し、その管理・保管方法については継続的に、教育・啓蒙を行うとともに見直しをしてまいります。
- 3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社グループのリスクマネジメントとして、外部有識者の意見を取り入れてコンプライアンス委員会でリスクの発生防止と発生した場合の損失の極小化を図る体制を構築いたします。また、当社グループの企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理委員会を機動的に開催して、当社グループとしてのトータルリスクマネジメント体制の構築に注力いたします。
 2. リスク管理委員会のもと、当社及び子会社において、工場部門・営業部門・管理部門ごとに、担当役員の指示のもと専門的な立場から各種リスクの評価・管理を行い、部門別のリスクマネジメントに取組んでまいります。なお、環境リスクについては、ISO14001取得時に創設した環境管理委員会にて横断的・継続的に評価・管理してまいります。
 3. 当社及び子会社において、地震等による自然災害がもたらす津波・火災・水害等による操業停止のリスク、基幹ITシステムが正常に機能しないリスクを軽減する体制を整備いたします。またかかるリスクの高い地区及び業務については、都度保険契約の見直しを実施いたします。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会を原則月1回以上開催し、経営上の重要事項につき協議します。また年に1度以上工場で取締役会を開催し交流を図ることで、効率的な現場の把握、情報の共有に努めます。
 2. 当社グループの事業部門は、需要家向け製品の産業用製品事業と消費者向け製品の生活用品事業、その他の事業の3部門に分かれています。各部門の互換性が薄いため、部門毎に長期販売計画、年度単位の部門方針を立て、その業績を全社統一的な指標により管理するとともに、課長以上が出席する月曜会において毎月1回、各部門の業績を報告しあい、全社的に各部門の業績、状況を把握できる体制を整えるとともに、効率の良い業務執行に努めてまいります。
 3. また、代表取締役と役付取締役で構成する常務会を定例以外にも機動的に開催し、各部門の業績・状況を監視するとともに、当社事業の対処方針を効率よく決定できる体制を構築いたします。
- 5) 財務報告の適正性を確保するための体制
 1. 経営管理室を中核として、当社及び当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な管理体制を構築・整備・運用してまいります。
 2. 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、取締役、監査役及び会計監査人間で適切に情報共有を行ってまいります。
- 6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社は子会社の自主性を尊重しますが、当社取締役が子会社の取締役を兼務等することで当社の方針を子会社の運営に直結させるとともに、リスクもグループとして把握し一体管理してまいります。
 2. 当社取締役は、取締役会において1ヶ月に1回業務の執行状況を報告します。
 3. 当社グループとして内部通報者制度(オカモト・ホットライン)を設けて、これを公益通報者保護法の定めに従って運用することにより、法令遵守体制の確保に努めてまいります。
- 7) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査役が使用人の設置を求めた場合、必要な知識・能力を備えた監査役の職務を補助する使用人を置くものとします。
 2. 当該使用人は監査役の指揮命令に従い、その任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を得たうえで決定します。
 3. 監査役の指示に基づく当該使用人の調査や情報収集に対して当社各部門が協力する体制を構築いたします。
- 8) 監査役への報告に関する体制
 1. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告いたします。監査役は、取締役会・月曜会に出席すると共に、コンプライアンス委員会・小委員会にも出席して、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができるものとします。
 2. 当社グループは、業績・信用に影響を及ぼすものは都度把握できる体制を敷くなど、監査役への情報提供を強化してまいります。
 3. 報告者に対しては、匿名性を確保するとともに、そのことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう保護してまいります。
- 9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役は、当社に対して職務の執行上必要となる費用等について、その費用の前払い及び償還を受けることができるものとします。
- 10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査役が重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査役への情報提供を強化します。
 2. 当社監査役の半数は独立社外監査役とし、対外的な透明性を確保すると共に、弁護士・公認会計士としての外部有識者の立場から監査・アドバイスを実践いたします。
 3. 当社監査役は、当社グループの各社監査役と当社経営管理室と連携して、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実践していく体制を整備してまいります。当社の内部監査部門である経営管理室が、法令や定款、社内規程等への適合性等の観点から、グループ会社の監査を実施していくほか、監査役会に内部監査報告を行い、監査指示を受けた場合にはさらに追加して内部監査を行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切かかわらずに断固として排除するとともに、代表取締役以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、平成25年5月10日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとし当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を以下のとおり決議いたしました。

本プランは、平成25年6月27日の第117回定時株主総会において株主の皆様への承認が得られ有効期限は平成28年6月30日までに開催される当社第120回定時株主総会の終結までとなります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値と利益の向上に資する者が望ましいと考えます。また当社は、当社の株主の在り方は、当社株式は証券取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えます。

2. 不適切な支配の防止のための取組み

資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為がなされることがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、株主が買付の条件等を検討したり、当社の取締役会が代替案と提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもあります。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断します。

3. 不適切な支配の防止のための取組みについての基本方針との整合性にかかる取締役会の判断

上記方針の目的は、当社議決権が20%以上となる大量買付行為が企業価値・株主価値を高めるものであるか否かの判断を株主の皆様がご判断されるための情報を確実に入手できる手段と判断のための時間を確保した上で、株主の皆様には当社取締役会において意見や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行って行くためのものです。

当該大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合等には、独立委員会の判断を経た上で、その行為に対する対抗措置を発動することができることとしました。

以上の通り、上記の方針は企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部通報の仕組みとして「オカモト・ホットライン」をグループ共有で創設しました。